

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24年 6月 11日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530056

研究課題名（和文）

国際カルテルに対する民事的救済—国際私法・独禁法上の諸問題の包括的研究—

研究課題名（英文）

international private enforcement of competition law

研究代表者

長田 真里（NAGATA MARI）

大阪大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10314436

研究成果の概要（和文）：

本研究は、諸外国での国際カルテル違反行為にかかる民事的救済制度の法原理・法制度・法運用状況を比較検討し、それを基に、日本における妥当な解釈を提言することを目標としていた。しかし、①EUでの立法作業が頓挫したこと、②米国判例の分析に予想したより多くの時間がかかったことから、具体的な解釈提言まで至ることができなかった。

日本や韓国でも競争法の本格的な域外適用が始まり、また、消費者の権利の集団的救済の必要性が叫ばれる中で本研究は急務の課題であり、引き続き検討を続けていき、数年うちにまとまった形での成果公表をする予定である。

研究成果の概要（英文）：

The aim of this research project was to explore the ideal interpretation of Japanese competition law and private international law concerning on the international private enforcement of competition law. However because of some practical reasons, which could not be expected at the time of application, we could not achieve this aim completely. We are going to continue this research and publish our complete achievement as soon as possible.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・経済法

キーワード：カルテル、国際裁判管轄、準拠法、域外適用

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 「公法的な」域外適用・「私法的な」域外適用

国境を越えた企業活動が活発化するに伴い、我が国企業と外国企業が当事者となる独禁法違反事件が増大している。そのような事件

には、一方が独禁法違反行為者となり、片方が当該違反行為の被害者になるという類型がある。しかし近年注目されているのが、我が国企業と外国企業が共同の違反行為者になるという類型であり、その典型が「国際カルテル」である。そして国際カルテルのよ

うな国際的な独禁法問題について、従来議論されてきたのは、各国の独禁官庁が外国事業者に規制を及ぼすことができるかという、「公法的な」域外適用の問題であった。これに対して、近年、「私法的な」域外適用の問題と呼べるものに対して、関心が高まりつつある。すなわち、国際カルテルについて、被害者たる「消費者」が十分な救済を受けうるかという問題である。その背景には、競争法の分野における、規制目的ないし規制原理にかかる世界的にパラダイム転換が存在する。「消費者厚生革命」とも呼ばれる新たなパラダイムにおいては、消費者は競争法による単なる保護対象ではなく、むしろ競争法の執行者の一人として、中心的な役割を果たすことが期待されるのである。

#### (2) 学術的背景・実務的意義

我が国においても、国際カルテルについて、関心が高まりつつある。しかしながらそこでの議論も、やはり「公法的な」競争法の域外適用の問題にとどまっている。これに対して、①我が国独禁法の母法である米国反トラスト法では、近年重要な判例が出されており、また、②米国反トラスト法と並び国際的な重要性を有するEC競争法でも、EC委員会が白書を公表するなど、欧米では「私法的な」競争法の域外適用に関心が高まりつつある。こうした国際的な動きは、①我が国独禁法の民事的救済制度のあり方を考える上で重要なことはもちろん、②我が国企業および消費者が国境を越えて活動をする中で、それら欧米競争法にかかる民事訴訟の紛争当事者となりうる可能性に鑑みれば、実務上も喫緊に解明すべき問題である。

## 2. 研究の目的

### (1) 第一の目的：外国法研究

本研究の目的は二つに分かれる。第一に、国際カルテルにかかる、米国およびEUにおける民事的救済の包括的研究である（外国法研究）。第二に、第一の研究を基礎として、我が国独占禁止法による国際カルテルの被害者救済のあり方につき、法制度および法解釈にかかる具体的な提言をなすことである。

まず、第一の目的は、米国法およびEU加盟国法にかかる内在的研究である、国際カルテルの民事的救済につき、一見すると、米国とEU加盟国は異なる態度を取るように見える。すなわち、米国における2004年のエンパグラン事件において、米国最高裁は、国外需要者が米国反トラスト法違反を理由に3倍額賠償を求めうるかとの問題につき、否定的な判断を下した。これは、国際カルテルにかかる民事救済について、抑制的な態度を示しているように見える。これに対して、EUでは、本年度にEC委員会が「EC反トラストルール違反に対する損害賠償請求訴訟にか

かる白書」を公表し、域内で複数加盟国間に影響を及ぼす国際カルテルに関する救済について、民事的救済の実効性を確保すると共に、加盟国間の法制度および法執行について積極的に調和を図るべきとの方向を示した。以上のように米国とEUでは国際カルテルの救済につき、消費者保護の態度に全く逆のベクトルに進んでいるように見える。しかし①そもそも米国とEUとは、国際私法上の諸概念、とりわけ管轄権の概念をめぐる平仄が取れていないことに留意すべきである。このような基礎概念・制度の相違を無視した、単純な比較は無意味である。また、②EUは国際カルテルの被害者救済について、積極的な立場を示しているように見えるが、これはあくまで域内消費者を対象とした議論であり、域外消費者がどのような取り扱いを受けるのかは必ずしも明らかではない。

### (2) 第二の目的：比較法研究

次に、本研究の第二の目的は、我が国独禁法にかかる法解釈のあり方の検討である。従来、我が国においては、国際的な独禁法違反行為に関する議論は、①外国企業が我が国独禁法の規制対象になるか、②日本企業が外国独禁法の規制対象となるかとの問題に終始してきた。たしかに、規律管轄権と裁判管轄権とを平行に考える米国の反トラスト法が問題となる場合には、私的紛争の場合においても、従来の域外適用論の流れに沿って処理することが可能であろう。しかし、法の適用範囲の問題と、いかなる事件につき裁判所が裁判管轄権を有するかとの問題とを厳格に区別するEUや我が国において、民事救済にかかる問題について、域外適用論に基づく議論の構築は難しい。また、そこでは、公法の問題と私法の問題とが明確に分離されており、公法的色彩の強い独禁法の域外適用にかかる議論を、民事救済という私法に関する問題に直接導入することは不可能である。そして、これらの点は、従来の独禁法の研究において、全く看過されてきたように思われる。本研究は、解明すべき具体的事例として、以下の2つの場合を設定する。すなわち、【日本需要者被害者型】と【日本企業加害者型】である。【日本需要者被害者型】は、エンパグラン事件を基に、我が国需要者が被害者となり、原告となる場合を想定する。【日本企業加害者型】は、エンパグラン事件とは反対に、我が国企業が加害者となり、日本の裁判所で被告となる場合を想定する。この場合には、我が国の国際私法の問題として、①日本の裁判所の管轄権が認められるか、②認められた場合に準拠法を如何に決定するかとの問題が生じる。

## 3. 研究の方法

本研究は、徹底的な比較法研究を基礎とする。

具体的には、米国法・EC法に規律された連合王国法、ドイツ法、フランス法、ベルギー法を対象とする。これらの国を対象とする理由は以下の通りである。

米国では、研究目的ですでに述べたように、管轄権の概念が大陸法上のそれとは大きく異なっている。すなわち米国では、通常、法の適用範囲に関する議論と裁判管轄の対象範囲に関する議論が平行に論じられる。そのため我が国の議論に、そのまま米国の議論を導入するわけにはいかない。しかし学説の多様性、および様々な判例の蓄積という点からして、米国での議論を徹底的に検討することは不可欠である。

また、EUにおいては、民商事事件に関する国際裁判管轄および外国判決の承認・執行にかかるEU規則(ブリュッセルI規則)や、契約外債務にかかる準拠法についてのEU規則(ローマII規則)などが制定されており、国際的民事救済制度については、一定の範囲で、制度面での各国の統一が図られているかのように見える。しかしながら、たとえば連合王国は伝統的に米国と同じ英米法系に属しており、実務上も学説上も、ブリュッセルI規則の運用について大きな齟齬が生じている。大陸法系に属するドイツやフランス、ベルギーにおいても、ブリュッセルI規則の運用が一枚岩ではないことは、2007年10月にまとめられたハイデルベルグ大学による「加盟国によるブリュッセルI規則の運用について」の報告書から明らかである。これまであまり問題とされてこなかった競争法にかかる国際的な民事救済制度の研究を進めていくためには、すでに規則で統一が図られている管轄についても、このように各国の対応の差がみられる現状においては、各国国内における議論の状況もしくは判例などをつぶさに研究することが必要であろう。

英米法に属する連合王国を取り上げるのは必然としても、ドイツ、フランス、ベルギーを取り上げる理由は以下の通りである。すなわち、ドイツでは、従来、競争法の国際的な適用が比較的活発に議論されてきたという経緯がある。また、フランスにおける議論状況は、未だ不明であるが、EC法の生成過程において同国の議論がこれまで果たしてきた役割に鑑みれば、フランスを取り上げずにEU加盟国法の現状をまとめることは不可能である。さらに、ベルギーであるが、ベルギー法は、大陸法の中でもフランス法系に属しながら、それ自体として独自の発展を遂げてきた経緯がある。ドイツ法、フランス法の議論を相対化するためにも同国の議論を押さえておくことは必要であると思われる。

#### 4. 研究成果

##### (1)2009年度

2009年度は、当初予定では米国法における問題を検討対象とすることにしてはいたが、EUにおいて、本申請とほぼ内容を同じくするプロジェクトが、マックスプランク外国私法国際私法研究所・ルーヴァンカトリック大学(ベルギー)・パリ第2大学の共同研究として、EC委員会の資金援助を受けて進行中であることが判明し、急遽、研究代表者(長田)は同プロジェクトと連携してEUでの議論状況の調査を主として行うこととした。この連携により、同プロジェクトが開催したリサーチセミナー、シンポジウムに参加することができた。結果、研究課題に関して、EUでいかなる点が議論されているのかという点についての知見を広める一方、それまでの研究で生じていた疑問点を同プロジェクトのメンバーに直接確認するなどすることができた。さらに同プロジェクトのメンバーからの協力を次年度以降得ることについて、確認できた。初期の段階でこのような機会を得たことは今後研究を進めていく上で、非常に大きな財産になるものと思われる。

研究分担者(武田)は、計画通りに、米国における国際カルテル事件にかかる調査を進めており、かなりのデータをすでに収集済みである。今後この資料の分析を進めていきたい。

研究分担者と研究代表者との共同作業もこれまでに引き続き行ってきた。できるかぎり週1回のペースで研究の進捗状況に関する意見交換を行った。それと同時に、最低月1回、多いときには週1回のペースで収集した資料についてお互いに報告し合い、米国における重要な判例やEUにおける重要判例および議論状況、立法の状況について知識を共有することにより、長田にとっては経済法の視点から、武田にとっては国際私法の視点からの示唆を得ることができた。

##### (2)2010年度

2010年は、研究年度の2年目にあたることから、引き続き、競争法違反行為に基づく損害賠償請求にかかる諸問題に関して、ヨーロッパでの議論の動向を、主として論文等に基づき調査研究する一方で、アメリカにおける状況についても調査研究を深めた。

具体的には、EUにおいて始められていた競争法違反行為に基づく損害賠償請求にかかる立法の進捗状況について、ルーヴァン・カトリック大学(ベルギー)ステファニー・フランク教授およびトゥールーズ第一大学(フランス)シルヴェーヌ・ペルツェット教授と密に連絡を取り合いつつ、情報のアップデートをはかった。その一方で、ローマII規則に定められた準拠法規定にかかる研究や、ブリュッセルI規則下での本課題の問題点についての研究も進めており、この点に関して、長田が平成22年6月の関西国際私法

研究会で、本研究課題にかかる報告(競争法違反行為に基づく損害賠償請求の国際裁判管轄権-Provimi 判決を下に)を行った。このような現状での EU 法の動向を研究することは、立法措置を検討していない我が国の議論について、非常に大きな意義を有すると考えられる。

他方、アメリカの判例研究は、外国取引反トラスト改善法(FTAIA)の判例を中心に猟渉しているところであるが、数が大変に多く、データベース化に当初想定していたより時間がかかっている。FTAIA は、競争法違反行為に基づく損害賠償請求の国際的な側面について非常に重要な規定であるにも関わらず、これまで日本で、まとまった研究がされてこなかったこともあり、この判例データの集約、解析は、きわめて重要な価値を持つものと思慮する。

### (3) 2011 年度

最終年度にあたる 2011 年度は、これまでの EC 法・EU 加盟国法および米国法にかかる研究成果を基礎として、国際カルテル違反行為にかかる民事的救済制度の法原理・法制度・法運用状況を比較検討し、それを基に、【日本企業加害者型】に対する妥当な解釈を提言することを具体的な目標としていた。成果として 1 つ挙げられるのは、Jurgen Basedow/Stephanie Francq/ Laurence Idot eds., International Antitrust Litigation: Conflict of Laws and Coordination(2012, Hart publishing)の発刊への協力ができたことである。しかるに、いくつかの理由から、日本法にかかる妥当な解釈を提言するまでに至ることができなかった。第 1 に、EU で進められていた国際カルテルにかかる民事的救済制度構築のための立法プロセスが、様々な政策的な理由により頓挫してしまったこと、第 2 に、アメリカにおける判例の数が予想よりも遙かに多く、その分析に当初の予想よりも多くの時間がかかっていることの 2 点が主な理由である。

しかし、本研究は、日本や韓国でも本格的な競争法の公法的な域外適用が始まり、また、消費者の権利の集団的救済の必要性が叫ばれる中で、急務の課題であり、補助金の交付終了後も引き続き検討を続けていき、数年うちにまとまった形での成果公表をしたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 14 件)

長田真里「契約の無効・不存在と義務履行地管轄」立命館法学 339・340 号 363-387(2012) 査読無

長田真里「国際裁判管轄規定の立法と国際取引への影響」国際商取引学会年報 13 号 205-216(2011) 査読有

武田邦宣「鉄鋼会社間の企業結合と EU 競争法」公正取引 729 号 15-24(2011) 査読無

武田邦宣:「EC 反トラストルール違反に対する損害賠償請求訴訟にかかる白書(訳)」国際商事法務 37 巻 5 号. 15-20 (2010) 査読無

[学会発表] (計 1 件)

長田真里: “国際裁判管轄立法と国際取引に対する影響” 国際商取引学会. (20101120). 神戸学院大学

[図書] (計 5 件)

根岸哲, 武田邦宣他『注釈独占禁止法』有斐閣. 全 968 頁、122-149 頁担当 (2009)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

長田 真里 (NAGATA MARI)  
大阪大学・法学研究科・准教授  
研究者番号: 10314436

### (2) 研究分担者

武田 邦宣 (TAKEDA KUNINOBU)  
大阪大学・高等司法研究科・准教授  
研究者番号: 00305674